

世界社会学会議組織委員会設置規則

2008年7月13日制定

- 第1条 2014年に日本で開催される世界社会学会議およびそれに関連する諸行事を準備・推進・運営することを目的として、理事会のもとに世界社会学会議組織委員会を設置する。
- 第2条 本委員会は、会員の中から会長が指名し、理事会によって承認された委員によって構成される。ただし、必要がある場合は、会長の指名および理事会の承認を経て、本学会の会員以外を委員とすることができる。
- 2 委員は15名程度とし、世界社会学会議組織委員会担当理事、庶務理事、国際交流委員会担当理事を含むものとする。
- 第3条 委員の任期は、原則として本委員会の任務が終了するまでとする。ただし、新しい理事会が発足するごとに、理事会の承認を受けるものとする。
- 第4条 委員会に委員長、副委員長、財務担当委員をおく。委員長、副委員長、財務担当委員は委員の中から会長が指名する。
- 2 委員長は委員会を招集し、業務を統括する。副委員長は委員長を助け、業務を執行する。
- 3 財務担当委員は、財務・会計に関わる業務を担当し、必要書類を作成する。
- 第5条 委員会に委員会監事2名をおく。委員会監事は会長が委嘱する。委員会監事の任期は、委員の任期に準ずる。
- 2 委員会監事は、委員会の財務・会計の状況および、委員による業務の執行状況を監査する。財務・会計の状況または業務の執行について法令や規則に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、委員会または日本社会学会理事会に報告をする。
- 第6条 委員会に関わる事項を円滑に検討実施するため、特定の課題について実行委員会をおくことができる。
- 2 実行委員は委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。実行委員の任期はその都度定めるものとする。
- 第7条 世界社会学会議およびそれに関連する諸行事を幅広く推進し、求めに応じて委員会に助言を行うため、委員会評議員をおくことができる。
- 2 委員会評議員は委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 3 委員会評議員の任期は、原則として本委員会の任務が終了するまでとする。
- 第8条 委員会に関わる業務を機動的に遂行するため、事務局をおく。
- 2 事務局に委員会幹事をおく。
- 3 委員会幹事は委員の中から委員長が委嘱する。
- 第9条 世界社会学会議およびそれに関連する諸行事の経費は、会議参加費、本学会よりの支出金および寄附金その他の収入をもって支弁する。
- 2 委員会は効率的な運営に努め、全体の経費および本学会からの支出金が適正な金額に収まるように十分に留意する。
- 第10条 委員会は毎年度予算を編成し、理事会の承認を得る。委員会はまた、毎年度決算

を作り、委員会監事の意見を添えて、理事会に報告する。

第 11 条 委員会は、世界社会学会議終了までの期間全体について予算計画を毎年作成し、毎年度の予算案と同時に理事会へ提出し承認を得る。

第 12 条 委員会は、その審議および執行の状況について理事会に随時報告を行う。理事会は必要に応じ委員会の活動について指示を与えることができる。

第 13 条 本規則の改正は、理事会の議を経るものとする。

付則 この規則は、2008 年 月 日より施行する。

2 世界社会学会議組織委員会担当理事は、次期の理事選出時点まで、国際交流委員会担当理事が兼ねることとする。

参考資料

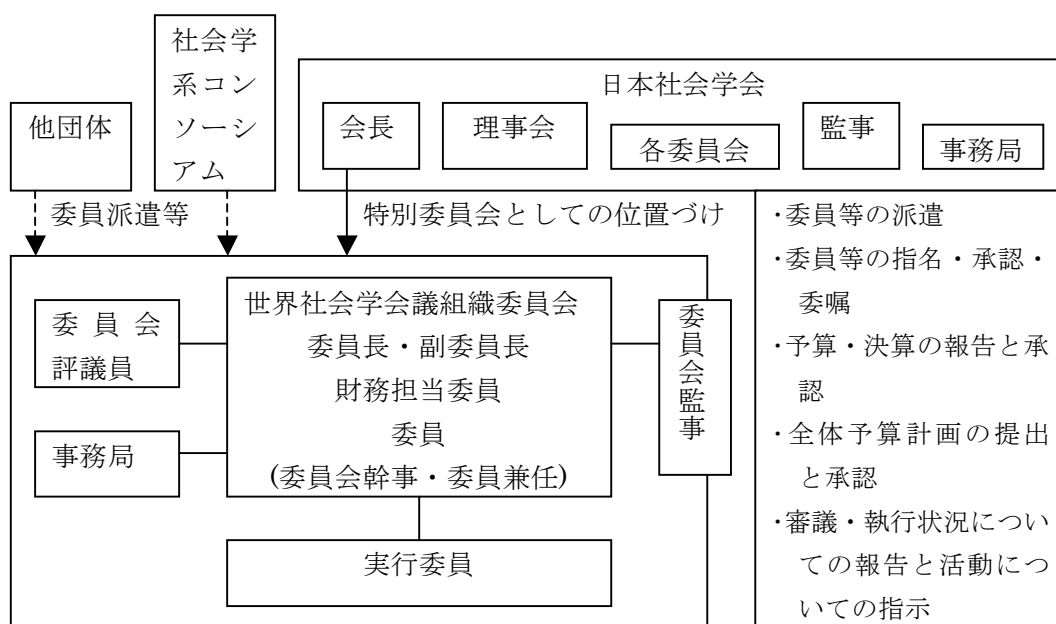


図 関係の見取り図 (例示)